

松江地方裁判所委員会（第４５回）議事概要

第１ 日時

令和５年１０月２７日（金）午後１時３０分～午後３時３０分

第２ 場所

松江地方裁判所大会議室

第３ 出席者

（委員）赤羽目寿樹、今井輝幸、片寄洋子、黒澤修一郎、
小林直子、多田賢一、中西正実、林ひとみ、福田佳典、
松井千鶴子（委員長）（五十音順敬称略）

（事務担当者）法正事務局長、山名事務局次長

高月民事首席書記官、東刑事首席書記官

土井総務課長、西本会計課長、高木総務課課長補佐

（庶務）江角総務課庶務係長

第４ テーマ

裁判所における要配慮者への対応について

第５ 議事

１ 開会宣言

２ 新任委員自己紹介

３ 委員長代理指名

４ 概要説明

５ 意見交換等

別紙のとおり

６ 次回委員会のテーマ

調停委員の人材確保について

７ 次回開催日時

追って指定

(別紙)

意見交換等

委員長: 本日の意見交換は、「要配慮者向けツール」、「合理的配慮の取組」、「研修制度」、「障害者雇用」の4つの事項について行います。

まず、先ほど御覧いただきました裁判所の「要配慮者向けツール」について御意見をいただきたいと思います。

委員: 様々なツールが備えられており安心しました。活用の経験談がありましたら教えていただけますか。

委員: 高齢化社会ということで、刑事裁判には、高齢の被告人や、車椅子を利用する被告人もおります。また、裁判員裁判では、70歳以上の方や身体に障害をお持ちで参加が困難な方は裁判員候補者を辞退できますが、辞退せずに積極的に参加したいという方も相当数おられます。松江の裁判所ではありませんが、車椅子の方が裁判員として選ばれて裁判官の一人が車椅子を押して法廷に出入りしたり、聴力の弱い方などとの裁判員裁判の経験がございます。このような方に参加いただくことで、ドアを押さえる人が必要であるとか、気付かなかったことに気付きを得て、経験が蓄積されて、我々の対応もブラッシュアップされていくと思います。

委員長: 「要配慮者向けツール」を御覧いただいて、疑問点や改善点など、何かお感じになったことがあればお聞かせください。

委員: 高齢の方や障害のある方への配慮を感じました。例えば、弱視までいかなくても老眼などで見えるか見えないか微妙だということもあると思います。今は、タッチパネルで操作できるものがあるので、それぞれの席にモニターがあると見やすいと思いました。紹介いただいた磁気ループなどは素晴らしいと思って拝見しました。

委員: 当庁にもコミュニケーションという補聴器のようなツールはありますが、御紹介いただいた磁気ループのようにはっきり聞こえるものはないので、非常によく配慮されていると感じました。そのほか、職場には、車椅子や拡大鏡、ルーペのよ

うなものや老眼鏡があります。

委員:発語ができない方向けに、パソコン入力 of 文字が出るようなモニターがある
といいと思います。知人に重度障害のある方がいるのですが、目で追って文字
を入力できるものがあったり、手が動けば、パソコンでモニターを使って会話
ができると思いますので、そういったものがあるといいと思います。

委員:テレビで御覧になる手話放送や普通のニュースでもなるべく文字情報を出
して、聞くだけでなく目で見てもらうという形で提供するようにしています。
全国にある様々な団体から「もっとわかりやすい放送を」という要望が非常に
多くあり、東京の本部を中心に「ユニバーサル放送」ということで手話放送や
手話の画面を合成したりするなどの取組をしております。

委員長:時々手話ニュースを拝見しますが、ニュース以外にも手話を使う番組があ
りますか。

委員:気象庁の記者会見など、記者会見場で手話通訳の方がいらっしゃいます。島
根県の会見でも大抵横に手話の方がいらっしゃいます。オリンピック放送でも
なるべく手話を入れてほしいという要望が多く、東京オリンピックでは対応さ
せていただきました。

委員長:字幕を一緒に流す字幕放送も増えているのですか。

委員:本部に専門の部署があり、全ての番組というわけではありませんが、一部の
番組では常時行っています。徐々に増やすよう機材を含めて改修を進めていま
す。

委員長:教育現場で情報通信技術を用いることで配慮に繋がっているということが
あるようですが、御紹介いただけますか。

委員:「G I G Aスクール構想」という国の政策に準じて、生徒に一人一台端末を
整備する取組を行っており、これが学習支援にも役立っています。視覚障害や
聴覚障害などの身体的な障害がある生徒にも有効ですが、学習面で分かりづら
さを抱える生徒にも非常に有効です。例えば、黒板の字が見えにくい場合は手

元の端末で拡大できますし、プリントの配信などもできますのでチャット機能を活用して意見交換ができます。教科の特性にもよりますが、非常に分かりやすいという声を聞いてます。視覚的なことだけでなく読み書きや書き取りのスピードが他の生徒に比べると若干遅いというような生徒の悩みにも対応できるということで、我々も試行錯誤しながら日々研さんしているところです。

スマートフォンと同じように自由に利用できるのも、副次的な効果としてノートへの書き取りがなかなか追いつかないとか、振り返りが十分にできないという生徒にとっても非常に分かりやすいものになっています。特別支援学校での利用もかなり期待されており、専用のアプリもありますし、様々な研究が進んでおり副次的な効果が得られるのではないかと感じているところです。

委員長:タブレット端末を導入した結果、障害だけでなく学習に支障がある生徒にも非常に効果を上げているということですね。

委員:インフルエンザなどで休校や学年閉鎖などになる場合に、その間の学習の配信にも利用できますし、G o o g l e M e e t や Z O O M などの W e b 会議用のアプリを使って簡単に授業を遠隔配信できるので重宝しています。

委員:磁気ループや点字プリンタなどを御紹介いただき、非常に対応が進んでいると思いました。裁判所には、要配慮者の対応について専門的な知識を提供する部署や職員が利用できる相談サービスなどはあるのでしょうか。

委員長:専門的な部署はありませんが、各裁判所からの要配慮者への対応事例を最高裁判所が集約して情報提供しておりますし、事案によっては、裁判所技官が立ち会うこともあります。

それでは、「合理的配慮の取組」についての御意見をいただきたいと思います。皆様の職場では、障害のある方への配慮として具体的にどのような対応や取組をなさっておられますでしょうか。

委員:大学には障害のある学生が一定数おり、対応する教員と学生をつなぐ部局として「障がい学生支援室」が学内にあります。学生は教員に直接相談するので

はなく、まず、支援室にいる専門知識のある職員に相談し、支援室から教員に対応方法などをまとめたものが送付される仕組みです。それに従ってその学生に個別に対応しています。大変助かっており、これなしにはなかなか対応できないだろうと感じています。

委員長:専門知識のある方がいて助かったというような事例があれば御紹介いただけますか。

委員:やはり、外見からは分からない障害、あるいは、普通に対応していても気付かないような障害もあり、センターから情報を受けて初めて知ることもあります。そういうことは専門知識のある方からの助言を受けないとなかなか分からないことです。

委員:生徒を支援するという観点で申し上げますと、入学前に各家庭に基礎疾患の有無や生活する上での心配事などを確認しますし、各高校では出身中学校と情報交換を行って、特に引継ぎが必要な生徒については、必ず教職員で情報共有しています。

「特別支援教育コーディネーター」や「教育相談コーディネーター」という役職を各校で教員の中から選任し、この教員が中心となってスクールカウンセラーや外部の相談機関とつないだり保護者の相談役になったりします。担任以外のところで様々な方面から生徒を支援しています。

身体的な障害だけでなく、様々な要因で生活のしづらさや学習のしづらさを抱える生徒に対する支援はどの学校も課題になっているところです。

委員長:裁判所でも、外見からは分からない障害を抱えた方が少し増えてきているという印象もありますので対応の難しさは感じるところです。学校であれば、継続的な関係の中で対応していると思いますが、例えば、裁判所のように一度しか来られない方や不特定多数の方への対応で何か取組をされているようなところはございますか。

委員:市役所ですので不特定多数の方がいらっしゃいます。外見から分かる障害に

については研修を受けており、できるだけ配慮をするよう職員周知していますが、外見から分からない障害については十分な配慮ができていると言われると不十分なところがまだまだあるのではないかと考えております。

委員長: こういう障害があるのでこの点を配慮してほしいという要望や、あるいは、こういう障害があるのに全然配慮してもらえなかったといったような苦情などがあったことはございますか。

委員: 私も把握しきれておりませんが、現在勤めている部署には、高齢の方もかなりいらっしゃいます。会話が聞き取りづらい場合には、メモ用紙にやり取りを書き取っていますが、先ほど見せていた筆談器は非常に便利だと思いました。

委員: 以前、片耳が聞こえにくいスタッフがおり、お客様に分かるように「左耳が聞こえません」というワッペンを表示して右耳で聞くようにしておりました。お名前などを伺うときは間違いのないよう必ず書き取りしたものをお客様に確認していただくなどもしております。

お客様に軽い認知症があり、注文したこと自体を覚えていらっしゃらなくて困ったということがここ数年で何件かありました。そういったケースは今後増えてくるのではないかと感じています。電話口で大きな声で話したり、電話の録音機能で録音しておいて再度聞き直したり、聞き間違いがないか文書でも確認するなどしています。なるべく御家族とも連絡を取れるようにしておくなど、今後はもっと工夫していかなければならないと感じることがあります。

委員長: 御家族の方と連絡を取れるようにしておくなどは、社員の皆さんが共通認識としてやっておられることなのでしょうか。

委員: そうですね。営業に行く場合も、やり取りを書き取った上でその場で確認してもらい、店舗に帰って清書したものを郵送でお送りして確認してもらいます。以前、本人は注文したことを忘れておられて苦情の電話がかかってきたことがあります。その後、また、打合せに来てほしいと言われ、このようになってくるとなかなか難しいので、御家族の連絡先を教えていただくことになります。

それができない場合は、近所の方や民生委員さんと連絡をとって相談させていただくこともあります。他にも当社で取扱いがない商品を買ってきてくれと頼まれるようなお客様もいらっしゃいました。文書にしても、何日か後には忘れてしまわれるので、どうしたらいいのか正直対応策は見出だせていない状況です。

委員長:先ほど、放送に関する団体からのヒアリングについての話がありましたが、具体的にはどのようなことなのでしょう。

委員:本部がまとめて実施しています。放送に対する要望は本当に様々ですので、社内に「ユニバーサル放送委員会」を立ち上げ、「放送技術研究所」で様々な技術を研究しているところです。

委員長:松江でも要望は沢山あるのですか。

委員:そうですね。今日のテーマにある要配慮の方に関する話もあります。

委員長:それでは、「研修」についての御意見をいただきます。先ほど御説明させていただいた裁判所の研修制度に対する御意見や御質問はございませんか。

委員:当社ではきちんとした研修はできておりませんが、養護学校や特別支援学級の生徒を対象とした職場体験を実施しています。障害の特性も様々ですので、事前の打合せをしっかりと、下見にも来てもらいました。障害のある方と接したことがないというスタッフもおりますので、障害の特性に応じた接し方や仕事の割り振りなど当社としても非常に勉強になります。このような取組もあるといいと思いました。

委員長:実体験を通じて学ぶというのは非常に効果があることだと思います。職場体験の期間はどのくらいですか。

委員:3日から1週間くらいです。時間は、朝礼が始まる時刻から3時か4時頃までです。1人だけではなく3人で交代で来られることもありました。

委員長:一年に何人程度受け入れられるのですか。

委員:中高生の職場体験が秋頃ありますので、その前後に重ならないように、1人

ずつ3人まで対応可能という形で受入れをしました。

委員:大学では、先ほども申し上げた「障がい学生支援室」の職員が講師となって、年1回程度、教授会の前などに研修を実施することがあります。最近は、eラーニングでの受講もあります。ただ、実際の対応に当たっては経験や心の準備がないとできないと感じます。以前、授業中に、学生が寝ているように見えていたのですが、実は過呼吸の発作が起こっていたようで、言ってもらえば対応できるのですが、なかなかこちらからは気付かせませんでした。経験を積んでいくとか経験を職員間で共有する場が大事になってくると思います。

委員:障害者差別解消法の施行以降、独自の動画を作成して、令和3年度と令和4年度に、全職員が視聴する研修を実施しました。このおかげで各職員が知識を深めることはできたと思いますが、先ほどのお話のように障害の特性や場面に応じた適切な配慮というのは自分で経験を積んでいったり他の職員の経験を共有する必要があると感じます。

委員長:研修動画には実際の事例の場面もあるのでしょうか。

委員:事例を交えた動画でした。

委員:当庁で定期的に行っている研修はありませんが、障害者差別解消法の施行を受けて対応要領が発出され、それを踏まえて、障害の種別に応じた基本的な配慮事項についての事務連絡を発出して、職員への意識付けを行っています。また、中央で行われる管理者研修で障害者対応についての留意点の講義があります。

委員長:被疑者などの取り調べにおいて、精神疾患や学習障害などの外見からは分からない障害がある場合の供述や証言の引き出し方についての研修はあるのでしょうか。

委員:障害をお持ちの方に特化した研修はありませんが、幼少者から話を聞く「代表者聴取」については、捜査の観点から重要で、各検察官が習得すべきスキルでもあり、研修の中のカリキュラムの一つとして実施しています。ここで習得

したスキルなどを使いながら各検察官が供述や証言の引き出し方を自身で見つけていくというような状況です。

委員長: それでは、「障害者雇用」についての御意見をいただきたいと思います。

先ほど裁判所の状況について説明しましたが、障害者雇用について皆様方の職場で配慮していることなどがありましたら御紹介ください。職場体験の受入れの話がありましたが常時雇用はございますか。

委員: 基本的に欠員補充での雇用になるので今のところ常時雇用はありません。接客サービスだとハードルが高いところがあるので、例えば、裏方の包装の仕事であったりサポート部門であれば可能ではないかと考えたりはします。

委員: 持病がある社員と現場作業中の怪我で手に一部麻痺が残った社員がおります。障害者雇用は拡大していきたいと思っておりますが、建設業界自体が人手不足で通常の求人ですら難しい状況ですので、障害者雇用はなかなか増えないのが現状です。

委員長: 公的な機関はいかがでしょうか。

委員: 人事担当者によると、法定雇用率を満たすために計画を策定して、積極的に障害者雇用を進めているところで、現在、30人程度の障害者の方が働いているとのこと。本人の希望、障害の状態や業務量など業務とのマッチングを考慮して人事の配置を行っており、相談窓口もあります。本人が望めば「障害者支援担当者」として近くの職員がサポートに入るなど業務をやりやすくする環境を整えています。視覚障害があり文字が見えづらいという職員に対しては、拡大したコピーを渡して業務の引継ぎを行うなどコミュニケーションを取りながら業務が円滑に進むよう努めているということでした。

委員: 県教育委員会が教職員の採用を行っておりますが、障害のある方を対象とした募集は必ず行っています。教員に限っていうと職務内容は他の教員と同じです。採用試験は、実施方法については障害の特性に合わせた配慮をしますが、内容としては他の者と全く同じです。

県内に12校ある特別支援学校の中にワークセンターという部署があり、そこに就労支援事業の非常勤職員として障害をお持ちの方を採用しています。

委員長: これをもちまして意見交換は終了とさせていただきます。